

報告第 6 号

臨時代理した事件(名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付 に関する規程の一部を改正する規程の制定)の承認について

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程（平成19年教育委員会規程第3号）の一部を改正する規程の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の一部を改正する規程 の制定について

1. 改正理由

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴うバス料金の値上げの影響を受ける保護者の負担軽減を図るため、令和7年度分における補助金の算定方法の特例について、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

令和7年度分における年間定期料金に係る保護者負担額は、令和6年4月1日時点における年間定期料金に基づき算定した額とする。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の一部を改正する規程
 名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程（平成19年教育委員会規
 程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正
 する。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この規程は、公布の日から施行し、平</u> <u>成19年度の申請分から適用する。</u> <u>（令和7年度分の年間定期料金に係る補</u> <u>助金の特例）</u> <u>2 令和7年度分の年間定期料金に係る第</u> <u>3条第1項第1号の規定の適用について</u> <u>は、同号中「1区間分」とあるのは「令</u> <u>和6年4月1日時点における1区間分」</u> <u>と読み替えるものとする。</u>	附 則 この規程は、公布の日から施行し、平成 19年度の申請分から適用する。

- 附 則
 （施行期日）
- 1 この規程は、公表の日から施行する。
 （経過措置）
- 2 改正後の名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程附則第2項の規
 定は、令和7年度分の補助金について適用し、令和6年度分までの補助金については、
 なお従前の例による。